

本日、議員の皆様のご参集をいただき、9月県議会定例会を開会し、提出をいたしました諸案件のご審議を願うにあたりまして、その概要をご説明いたしますとともに、当面する諸課題について所信を述べさせていただきます。

説明に先立ち、いくつかご報告を申し上げます。

まず、1つ目ですが、台風18号による滋賀県内の水害被害について申し上げます。大型の勢力を保ったまま、9月16日午前8時前愛知県豊橋市付近に上陸した台風18号は、日本列島を縦断し、広い範囲で大雨となったことから、各地に大きな被害をもたらしました。

本県でも、県内全域で「これまでに経験したことの無い大雨」が予想されたことから、彦根地方気象台では、先月30日から運用を開始した「特別警報」について、日本全国で初めて「大雨に関する特別警報」を発令し、住民に最大限の注意を求めました。

この特別警報の大きな意味は、「ただちに命を守る行動をとってください！」ということでございます。

これを受け、県では不測の事態に備えるため、災害対策本部を設置し、全庁体制のもと、市町と連携を図りながら情報収集を行い、必要な対応を図ってまいりました。

しかしながら、今回の豪雨では、戦後最大ともいえる昭和28年9月の台風13号の豪雨をこえるほどの雨量となり、一部では、降り始めからの降雨量が600ミリを超え、安曇川や愛知川など、多くの河川が「はん濫危険水位」に達し、鴨川、金勝川で河川が決壊、また、その他の河川でも土砂の流出、床下・床上浸水が発生するなど、県内に大きな爪痕を残しました。

栗東市では、土砂による家屋の全壊により女性が1名お亡くなりになりました。昨日、被災現場に赴き、直接状況の確認を行いました。土砂災害警戒情報を出していた中での惨事であっただけに、大変残念でなりません。お亡くなりになられました方と、そのご遺族に対しまして、深く哀悼の意を表します。

一方、高島市では、鴨川右岸が決壊をし、孤立した27世帯を救出するため、自衛隊へ災害派遣要請を行い、全員を無事救助していただきました。自衛隊の

皆様にも心から感謝を申し上げます。

今回の災害により被災された方々に対し、改めて心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く、元の生活に戻れますよう、県としても市町、国と連携をしながら確実な復旧復興に努めてまいりたいと考えております。

2つ目といたしまして、去る9月6日防衛省より、10月上旬から中旬に、高島市の陸上自衛隊饗庭野演習場において、オスプレイも使った日米共同実動訓練を実施すると説明がありました。

これを受け、オスプレイの安全性確認等に関する説明を求めるため、先日10日に高島市長とともに防衛省に出向き、小野寺防衛大臣に14項目の申し入れを行い、13日に一定の回答をいただき、これを公表させていただいたところでございます。

県としては、今後とも、県民の皆さんの安全を確保することを最優先に、地元である高島市と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

それでは、以下、提出いたしました案件についてご説明いたしますとともに、当面する諸課題について所信を申し上げます。

まず、補正予算案についてでございます。

今回の補正は、国庫補助負担金の内定に伴いますものや、入札などで不用となったもの等につきまして、現時点で精査をし、その財源を緊急に処理の必要な事業に振り向けるなど、必要な予算措置を講じようとするものでございます。

まず、一般会計における主な事業について申し上げますと、今回、国から「地域の元気臨時交付金」に係る限度額が示されましたことから、この交付金を有効に活用することとし、交通信号制御器の更新や、琵琶湖博物館における消防設備の改修など、県民の安全・安心に資する事業を推進してまいります。

また、地域医療再生臨時特例交付金が増額されましたことから、認知症治療病棟の整備や在宅医療・連携体制整備、また、災害医療の連携体制整備等への補助を追加することにより、地域医療の充実を図ってまいります。

併せて、今夏のアユ資源の現状を踏まえ、今後におけるアユ資源の安定・維持のための緊急措置といたしまして、人工河川へのアユの追加放流を行い、アユ資源の確保に努めてまいります。

一方、国の復興関連予算で造成を行った基金については、このたび、国から、その用途の厳格化が示され、各省庁から対象外経費について返還するよう要請があったことから、対象外とされた金額について計上し、国へ返還することといたします。

私としては、あらかじめ国から示された基準に基づき、基金の有効活用を図りたいと考えていたところではありますが、今回の要請は、誠に遺憾ではありますが、返還された財源が、今後の復興関連事業に有効に活用され、一日も早く被災地の復興が達成されますよう期待したいと思います。

これらの結果、一般会計補正予算の総額は、51億8,740万9千円の増額を行うものであります。

また、特別会計は、流域下水道事業につきまして、国庫補助金の内定に伴う事業費の調整などにより、3億30万5千円の減額を行うものでございます。

次に、滋賀県流域治水の推進に関する条例の制定について申し上げます。

流域治水政策については、平成24年2月県議会定例会において、「滋賀県流域治水基本方針」について議決をいただいたところであります。今回、この基本方針の実効性を確保するため、条例を制定しようとするものでございます。

この条例の制定に向けましては、市長会や町村会、また自治創造会議等の場において、協議・調整を重ねるとともに、併せて、パブリックコメントを実施し、県民の皆さんからも広くご意見をお聴きしてまいりました。

また、条例案の検討と並行し、県内各地の潜在的な水害リスクを表した「地

先の安全度マップ」の公表について、これまで市町との協議を重ねてまいりましたが、先月8月13日までに、県内19のすべての市町の区域について、各市町の合意をいただき公表させていただきました。

これにより、滋賀県全域において、県民の皆さんが、現在お住まいになっておられる地域で大雨が降った場合に、「どの程度の浸水が見込まれるのか」という浸水予測が明らかとなり、水害に対する認識を共有するための基礎的な情報が整理できたものと考えております。

今回、台風18号による災害現場を視察させていただきましたが、被災された地域の皆さんから、河川整備など、ハード対策の一層の推進を期待する声とともに、いざという時は避難できるように、きちんと情報提供してほしいという声もお聞きいたしました。

まずは、今回の破堤などを含む災害の状況を十分検証し、効果的な河川整備を推進するとともに、いざという時に安全に避難していただくために、行政からの確かな情報提供、いわゆる「公助」と、併せて住民の皆さん個人や、自治会等の地域コミュニティで自らの判断による避難行動、いわゆる「自助」、「共助」により自らの命を守っていただくことが重要であると考えています。

「滋賀県流域治水の推進に関する条例案」は、基礎的な治水対策である「川の中」で水を安全に「ながす」対策に加えて、「川の外」の対策、すなわち、雨水を「ためる」対策、被害を最小限に「とどめる」対策、水害に「そなえる」対策を組み合わせることで、どのような洪水にあっても県民の命を守り、甚大な被害を回避することを目的とするものでございます。

今回の台風18号による「特別警報」が出されるほどの豪雨災害を受けて、流域治水政策の重要性、すなわちハード・ソフトの両面からの多重防御による対策が重要であること、自助、共助、公助が一体となって取り組むことが重要であることを改めて再認識いたしました。

今も、次の台風の発生が懸念されております。一日も早く条例を制定し、県民の命と財産を豪雨から守るため、流域治水政策の推進にご理解いただきますよう、お願いを申し上げます。

次に、滋賀交通ビジョンについて申し上げます。

平成2年に「滋賀県総合交通ネットワーク構想」を策定後、車社会のさらなる進展による地域交通の衰退、環境問題のグローバル化、北陸新幹線やリニア中央新幹線など新しい高速交通網の整備など、交通を取り巻く社会環境は大きく変化をしており、滋賀の交通を総合的に再検討すべき時期に来ております。

そこで、2030年頃の滋賀の目指すべき交通の姿を展望する新しい交通基本構想として、「滋賀交通ビジョン」を策定し、今議会にその策定状況についてご報告させていただきたいと考えております。

このビジョンは、「滋賀と周辺圏域の広域的発展と県民の暮らしを支える交通」を基本理念とし、地域交通と広域交通の2つの観点から本県の交通政策の方向性を定め、今後、取り組むべき具体的施策を示すものでございます。

地域交通では、エコ交通ネットワークの形成や、自転車の利用しやすい環境整備、また、交通空白地の改善やバス利用を促進する環境整備などに取り組むこととしております。

広域交通では、北陸新幹線やリニア中央新幹線を見据えた広域交通のあり方の検討、道路インフラ整備の促進、中部、北陸、近畿中心部とのアクセス確保などに取り組むこととしております。

このビジョンを策定することにより、県民、交通事業者、行政が一層連携し、県全体で各種施策を推進していくことで、「滋賀と周辺圏域の広域的発展と県民の暮らしを支える交通」の実現を目指してまいりたいと考えております。

なお、新しい交通ビジョンの策定に伴い、「空港については離島を除き新設を抑制する」という国の方針や、先発する地方空港の厳しい状況などを総合的に勘案し、長年凍結としてきた「びわこ空港等計画(案)」については白紙に戻したいと考えております。

長年にわたり、地元の皆様に多大なるご心労をお掛けいたしましたことを心よりお詫びを申し上げますとともに、地元の皆様の間には、このような決断を残念と思う気持ちがあることを承知しながらも、時代の趨勢の中での判断にご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今後においても、滋賀県全体における経済成長と社会成長をめざし、市町と力を合わせながら、滋賀の発展を推進してまいります。

次に、新生美術館基本計画について申し上げます。

本県には、これまで地域で大切に受け継がれてきた「千年の美」ともいえる仏教美術をはじめ、今新たに生み出されつつあるアール・ブリュットのような美に至るまで、滋賀県ならではの美の資産が多数ございます。

これらの財産を有効に活用し、県の誇りを育てながら、県の魅力と住み心地の向上を図っていくため、現在、「美の滋賀」づくりに取り組んでいるところであります。その拠点となる新生美術館の整備が急務であると考えております。

この新生美術館については、平成23年度から議論を重ねておりますが、今年度は、これまでのびわこ文化公園での一体整備案に加え、新たに分館を整備する案についてもお示しをし、県民や関係者、また、専門家の皆様のご意見を伺うとともに、議員の皆様にも大変熱心にご議論をいただきました。

その結果、すべての機能を一か所に集中させ、施設や人員等を充実させる「一体型整備案」がふさわしいのではないかとのご意見を多数いただいたところでございます。

このようなご意見を踏まえ、びわこ文化公園が持つ強みを最大限に活かしながら、美術館と公園を一体的に整備し、「自然の美」も含めた多くの魅力を建物の内外で体験していただけるような美術館を目指したいと考えております。今議会で基本計画の素案についてお示しをし、改めてご意見をいただいた後、年内には計画の策定を行いたいと考えております。

新生美術館の早期実現に向け全力で取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、『地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区』について申し上げます。

本県では、国の総合特区制度を活用し、地域の活性化を図るため、本年4月30日に『地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区』に係る地域指定の申請を国へ行っておりましたが、この度、今日13日に特区の指定を受けることができました。

これもひとえに、企業、大学、市町をはじめ、これまで関わっていただきました関係者の皆様のご理解、ご協力があったからこそでございます。改めて心から感謝を申し上げます。

この総合特区の取組は、今後、急速に高齢化が進むと予想される中で、本県の強みである「ものづくり力」をもとに、新たな医療・健康管理機器を開発するとともに、これらを活用することにより、生活習慣病予備群の早期発見と健康づくりの支援等を図るための「新たな地域連携モデル」を構築しようとするものでございます。

今後、国と特例措置や支援措置などを盛り込んだ計画策定の協議を精力的に行い、この特区事業が、本県にとって、いきいきと健康的に暮らせる社会の実現と県経済の持続的発展につながる施策となるよう精一杯努めてまいります。

それでは、今議会に提出しております案件についてご説明いたします。

まず、予算案件でございますが、

先ほどご説明申し上げましたとおり、議第139号は、一般会計の補正予算でございます。総額で5億8,740万9千円の増額補正を行おうとするものでございます。

議第140号は、流域下水道事業特別会計の補正予算でございます。総額で3億30万5千円の減額補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございますが、

議第141号は、流域治水を総合的に推進することにより、浸水被害から県

民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現を目指して、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議第142号は、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、新たに「地域の元気基金」を設置しようとするものでございますし、

議第143号は、麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴い、麻薬中毒審査会の委員の定数に係る規定が削除されたことから、新たに委員の定数等を定めようとするものでございます。

議第144号は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき本県に派遣された職員に対して、災害派遣手当を支給することができるようにしようとするものでございますし、

議第145号は、災害救助法の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行おうとするものでございます。

議第146号は、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」の設置目的に、「高齢者等を地域の多様な主体が支え合うことができる体制の整備」を追加しようとするものでございますし、

議第147号は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものでございます。

議第148号は、地方税法の一部改正に伴い、固定資産評価審議会の委員の定数に係る規定が削除されたことから、条例において委員の定数を定めようとするものでございますし、

議第149号は、社会福祉法の一部改正に伴い、社会福祉審議会の委員の定数に係る規定が削除されたことから、条例において委員の定数を定めようとするものでございます。

議第150号は、厚生労働省令の一部改正に伴い、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業者が、障害児を対象とする児童発達支援または放課後等デイサービスを提供することができるようにしようとするものでござい



ますし、

議第151号は、政令の一部改正に伴い、市町が負担する病床転換支援金を調整交付金の算定対象とする措置を5年間延長しようとするものでございます。

議第152号は、河川法の一部改正に伴い、小水力発電の従属発電について登録を受けた者から流水占用料を徴収しようとするものでございますし、

議第153号は、「県立虎御前山教育キャンプ場」を廃止しようとするものでございます。

次に、その他の案件でございますが、

議第154号から157号までは、一般会計および各特別会計、ならびに病院事業会計など、公営企業3会計の平成24年度決算につきまして、認定を求めようとするものでございます。

議第158号は、契約の締結について、議第159号は、契約の変更について、議第160号および161号は、財産の取得について、議第162号は、財産の処分について、議第163号から167号までは、権利放棄について、議第168号および169号は、税外未収金に係る請求訴訟の提起について、議第170号から172号までは、平成25年度において県が行う建設事業等に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、議第173号は、公立大学法人滋賀県立大学が徴収する料金の上限の変更を認可することについて、議第174号は、滋賀県道路公社定款の変更について、それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。